関市配食サービス事業(東地域)業務委託プロポーザル審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、関市配食サービス事業(東地域)業務委託における受託候補者を 選定するためのプロポーザル審査方法について必要な事項を定めるものとする。

(審査の方法)

- 第2条 受託候補者選定の審査方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 審査会員

審査会員は、関市配食サービス事業(東地域)業務委託プロポーザル審査会設置要綱の定めるところによる。

(2) 企画提案に関する審査 審査項目及び配点は、別紙1「評価点及び審査項目」のとおりとする。

(3) 審査の対象

審査の対象は、企画提案者からの提案書等の関係書類、プレゼンテーション、ヒアリング、試食審査等とする。

(4) 受託候補者の選定方法

別紙2「プロポーザル審査表」による各審査会員の採点を合計し、総得点が最も高かった者を受託候補者として選定する。

(5) 複数の同得点者が生じた場合 複数の同得点者が生じた場合は、各審査会員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準点

満点の6割を最低基準点とし、総得点が最低基準点を満たさない企画提案者は、受 託候補者の対象としない。

(7) 企画提案者が1者の場合の取扱い

企画提案者が1者のみであった場合でも、審査会を実施し、審査の結果、最低基準 点を満たしていれば、受託候補者として選定する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議 の上、決定する。

評価点及び審査項目

審査は次の表のとおり 5 段階による評価とし、それらの評価点に各審査項目の換算値を乗じて得た値を合計して採点する。

【評価点】

とても優れている	5
優れている	4
普通	3
あまり評価しない	2
悪い	1

【審査項目】

評価内容	換算値
配食弁当の献立、栄養バランス、味付け等は高齢者に対して適切か	2
高齢者への対応、見守り体制は適切か	2
支援者(親族等)に対する配慮は適切か	1
利用者外出時、キャンセル・追加注文等の対応は適切か	2
利用者負担分の支払い方法の種類が多く、柔軟に選択可能か	1
見積価格と提案上限額との比較	2
遠隔地加算の金額設計とその妥当性	2
企画提案の内容が適切であり、業務目的や内容を十分理解しているか	1
過疎地域における配食サービス事業の実績	2
配達員、調理員、栄養士等の配置状況は適切か	2
従業員の体調管理、衛生管理は適切か	2
個人情報管理、情報漏洩の防止対策	1

※最高得点 評価点 (5点) ×換算値 (20) = 100点

プロポーザル審査表

企画提案者	
-------	--

審査(採点)者:

評価内容	評価点 (A)	換算値 (B)	合計値 (A×B)
高齢者向けの献立、栄養バランス、味付け等		2	
高齢者への対応、見守り体制		2	
支援者(親族等)に対する配慮		1	
利用者外出時、キャンセル・追加注文等の対応		2	
利用者負担の支払い方法		1	
見積価格と提案上限額との比較		2	
遠隔地加算の設計・妥当性		2	
企画提案の内容、業務目的や内容の理解度		1	
過疎地域における配食サービス事業の実績		2	
配達員、調理員、栄養士等の配置状況		2	
従業員の体調管理、衛生管理		2	
個人情報管理、情報漏洩の防止対策		1	
総得点			

【評価点】

とても優れている	5
優れている	4
普通	3
あまり評価しない	2
悪い	1